

第2020年全日本／ジュニアカート選手権統一規則
 (2019年統一規則を基に、以下の通り変更し制定する。)

※下線 部：2019年からの変更箇所

※ 部：2019年12月25日公示内容からの変更箇所

| 2020年規定 | 2019年規定 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">2020年全日本カート選手権統一規則 OK、FS-125、FP-3部門</p> <p>本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則／JAF国内カート競技規則およびその細則、<u>2020年</u>（以下「当該年」という。）日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。</p> <p>第1条～第2条 （略）</p> <p>第3条 競技会競技役員</p> <p><u>1. 特別規則書にて示す。</u></p> <p><u>2. レースディレクター1名をJAFより派遣する場合がある。</u> <u>レースディレクターは常時競技長と協議しながら役務を遂行する。</u> <u>レースディレクターの義務（役務）は、大会期間中のレース運営や判定に関する項目について、シリーズを通した独自の判断に基づく提言を競技長に行い、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。ただし、レースディレクターはレース運営や判定に関する最終的な判断を下す権限を競技長に委譲する。</u></p> <p><u>1) 運営に携わる競技役員員の配置や運営機器の配備状況、安全管理体制等を大会事務局より報告を受け、必要に応じて修正提案を行う。</u></p> <p><u>2) 全ての走行時間帯におけるレース管制、ミーティング、ブリーフィングは競技長と同席する。</u></p> <p><u>3) レースディレクターは、以下の項目についてFIA国際モータースポーツ競技規則および本規則に従い、競技長に対し提案を行う。この場合、競技長はレースディレクターと協議して対応する。</u></p> <p><u>(1) タイムスケジュールの遵守または変更を行うこと。</u></p> | <p style="text-align: center;">2019年全日本カート選手権統一規則 OK、FS-125、FP-3部門</p> <p>本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則／JAF国内カート競技規則およびその細則、<u>2019年</u>（以下「当該年」という。）日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。</p> <p style="text-align: center;">第1章 競技会開催に関する事項</p> <p>第1条～第2条 （略）</p> <p>第3条 競技会競技役員 特別規則書にて示す。</p> |

(2) 公式練習を含む全てのセッションや決勝レースを中断し、再開の為にスタート手順の実施。

(3) 公式練習を含む全てのセッションや決勝レースで、競技車両を停止させること。

(4) 公式練習を含む全てのセッションや決勝レースにおいて発生した違反行為に関する判定。

(5) 決勝レースのスタート手順と進行の実施。

(6) 競技車両の再検査、ドライバーの身体検査を求めること。

第4条～第5条 (略)

第6条 公式通知に関する規定

本統一規則および特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細目およびエントラント、ドライバー、ピット要員に対する指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は開催期日の前日まで競技会事務局内に提示されるとともにエントリー申請書に記入してあるエントラントの連絡先に送付または通知する、あるいは大会公式ウェブサイト等に提示される。開催当日は開催場所の事務局設置場所に掲示される。

第7条～第12条 (略)

第13条 エントリーの資格

1. (略)

2. ドライバーの出場資格：

(略)

1) OK部門：

(1) (略)

(2) 国際Cセニアおよび国内Aドライバーライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。

① ～ ② (略)

③ 当該年の前年の全日本選手権FS-125部門で、年間総合順位が10位以内、または前年の全日本選手権FP-3部門で、年間総合順位が3位以内の者。

第4条～第5条 (略)

第6条 公式通知に関する規定

本統一規則および特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細目およびエントラント、ドライバー、ピット要員に対する指示事項は、公式通知によって示され公示は次の方法による。

1. 開催期日の前日まで競技会事務局内または大会公式ウェブサイト等に提示されるとともにエントリー申込書に記入してあるエントラントの連絡先に送付または通知する。

2. 開催当日

開催場所の事務局設置場所。

第7条～第12条 (略)

第13条 エントリーの資格

1. (略)

2. ドライバーの出場資格：

(略)

1) OK部門：

(1) (略)

(2) 国際Cセニアおよび国内Aドライバーライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。

① ～ ② (略)

③ 当該年の前年の全日本選手権FS-125部門で、年間総合順位が10位以内の者。

| | |
|--|--|
| <p>④ (略)</p> <p>2) ~ 3) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第14条~第15条 (略)</p> <p>第16条 エンジン</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 封印 (マーキング) (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) F S - 1 2 5 部門 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>最初に行われる</u>公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。</p> <p>3) F P - 3 部門 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>最初に行われる</u>公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンおよびマフラーの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。</p> <p>4. (略)</p> <p>第17条 カート (略)</p> <p>1. シャシーは、以下の条件を満たすこと。また、車検時においてシャシーに J A F 指定の封印が実施される。但し、<u>最初に行われる</u>公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。</p> <p>使用するシャシーは、C I K - F I A 公認または J A F 公認を取得している製造者によって製造されたものとする。ただし、フロントブレーキの装着は禁止する。</p> <p><u>登録済みシャシーが破損等した場合には、競技会審査委員会の承認のもとに、以下を条件に1競技会に1回変更(交換)することができる。なお、変更(交換)の申請は、各ヒートのスタート20分前までとし、競技会事務局に提出すること。</u></p> | <p>④ (略)</p> <p>2) ~ 3) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第14条~第15条 (略)</p> <p>第16条 エンジン</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 封印 (マーキング) (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) F S - 1 2 5 部門 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。 <u>尚、エンジンについては、公式練習開始後から決勝終了までの間、技術委員長の承認のもとに封印の解除および再封印が認められる。</u></p> <p>3) F P - 3 部門 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンおよびマフラーの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。<u>不慮の事態が生じた場合は、技術委員長の承認のもと交換が認められる。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>第17条 カート (略)</p> <p>1. シャシーは、以下の条件を満たすこと。また、車検時においてシャシーに J A F 指定の封印が実施される。但し、公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。</p> <p>使用するシャシーは、C I K - F I A 公認または J A F 公認を取得している製造者によって製造されたものとする。ただし、フロントブレーキの装着は禁止する。</p> |
|--|--|

(1) 変更(交換)後のヒートのグリッドポジションは、最後尾(複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする)とする。

(2) 再登録料(特別規則書にて示す)

2. ~9. (略)

10. 競技に使用するタイヤは次の条件に合致したものとする。使用するタイヤは、下記5)に定めるディストリビューション制とする

1) 各部門に使用できるタイヤは次の通りとする。

(1) 銘柄、サイズ、コンパウンド

(略)

●FS-125部門:

①JAFによって指定された単一製造者の当該年に有効なCIK-FIA公認タイヤを製造している国内タイヤ製造者のCIK公認タイヤを使用しなければならない。

・東/西地域: 株式会社ブリヂストン

<ドライ用> DR15 YPC

<ウェット用> WES YPP

●FP-3部門:

JAFによって指定された単一製造者のJAF指定タイヤを使用しなければならない。

・東/西地域: 株式会社ブリヂストン

<ドライ用> YNL (SL17)

<ウェット用> YFD (SL94)

(2) (略)

2) ~3) (略)

4) タイヤにはオーガナイザーが指定したゼッケン番号を技術委員によってタイヤの両側面に記入される。

(略)

| 部門 | 色 |
|--------|---|
| OK | 白 |
| FS-125 | 桃 |
| FP-3 | 黄 |

5) タイヤのディストリビューションは、特別規則書又は公式通知にて示される時間帯にオーガナイザーが指定した場所にて、競技会審査委員1名の立ち会いのもと次の要領で行うものとし、詳細事項は特別規則書又は公式通知に示す。

2. ~9. (略)

10. 競技に使用するタイヤは次の条件に合致したものとする。OKおよびFS-125部門で使用するタイヤは、下記5)に定めるディストリビューション制とする。

1) 各部門に使用できるタイヤは次の通りとする。

(1) 銘柄、サイズ、コンパウンド

(略)

●FS-125部門:

①JAFによって指定された単一製造者の当該年に有効なCIK-FIA公認タイヤを製造している国内タイヤ製造者のCIK公認タイヤを使用しなければならない。

・東/西地域: 住友ゴム工業株式会社

<ドライ用> DFH

<ウェット用> KT14 W13

●FP-3部門:

JAFによって指定された単一製造者のJAF指定タイヤを使用しなければならない。

・東/西地域: 株式会社ブリヂストン

<ドライ用> YNL (SL17)

<ウェット用> YFD (SL94)

(2) (略)

2) ~3) (略)

4) タイヤにはオーガナイザーが指定したゼッケン番号を技術委員によってタイヤの両側面に記入される。

(略)

| 部門 | 色 |
|--------|---|
| OK | 白 |
| FS-125 | 桃 |
| FP-3 | 桃 |

5) OK部門およびFS-125部門で使用するタイヤのディストリビューションは、特別規則書又は公式通知にて示される時間帯にオーガナイザーが指定した場所にて、競技会審査委員1名の立ち会いのもと次の要領で行うものとし、詳細事項は特

| | |
|---|--|
| <p>(略)</p> <p>(1) OK部門</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④オーガナイザーは、受領書(引換証)と引き換えに当該ドライバー(またはタイヤ製造者)が預け入れた同一の銘柄、モデルおよびコンパウンドのタイヤ(両側面マーキング済)を手渡す。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) FS-125部門・FP-3部門</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④オーガナイザーは、受領書(引換証)と引き換えに当該ドライバー(またはタイヤ製造者)が預け入れた同一の銘柄、公認番号のタイヤ(両側面マーキング済)を手渡す。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>11.～13. (略)</p> <p>第18条～第20条</p> <p>第21条 車両検査</p> <p>1.～7. (略)</p> <p>8. 「カート競技会運営に関する規定」第31条に基づき、レース後<u>オーガナイザーが指定したエリア</u>で計量が行われる。</p> <p>第22条～第28条</p> <p>第29条 スタート進行</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 1)～4)</p> <p>5) 「1min」ボードが示される時点で、ピット要員は当該エリアから離れなければならない。FS-125部門およびFP-3部門では、「1min」ボードが示された時点からフォーメーションラップ開始時までの間であればいつでも、ドライバーはエンジンを始動することができる。</p> <p>「1min」ボード提示後は、ピット要員による援助は一切認められない。</p> <p>ただし、OK部門においては、フォーメーションラップ開始までに登録された</p> | <p>別規則書又は公式通知に示す。</p> <p>(略)</p> <p>(1) OK部門</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④オーガナイザーは、受領書(引換証)と引き換えに当該ドライバー(またはタイヤ製造者)が預け入れた同一の銘柄、モデルおよびコンパウンドのタイヤ(両側面および<u>接地面裏面</u>マーキング済)を手渡す。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) FS-125部門</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④オーガナイザーは、受領書(引換証)と引き換えに当該ドライバー(またはタイヤ製造者)が預け入れた同一の銘柄、公認番号のタイヤ(両側面および<u>接地面裏面</u>マーキング済)を手渡す。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>11.～13. (略)</p> <p>第18条～第20条</p> <p>第21条 車両検査</p> <p>1.～7. (略)</p> <p>8. 「カート競技会運営に関する規定」第31条に基づき、レース後<u>トラック上</u>で計量が行われる。</p> <p>第22条～第28条</p> <p>第29条 スタート進行</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 1)～4)</p> <p>5) 「1min」ボードが示される時点で、ピット要員は当該エリアから離れなければならない。FS-125部門およびFP-3部門では、「1min」ボードが示された時点からフォーメーションラップ開始時までの間であればいつでも、ドライバーはエンジンを始動することができる。</p> <p>「1min」ボード提示後は、ピット要員による援助は一切認められない。</p> <p>ただし、OK部門においては、フォーメーションラップ開始までに登録された</p> |
|---|--|

ピット要員2名までの援助を認める。

また、FP-3部門において「KT100S」が参加する場合は、フォーメーションラップ開始までにピット要員2名の援助を認める。

6)～8) (略)

3.～12. (略)

第30条 その他競技に関する一般事項

1.～5. (略)

6. 公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）にリタイヤしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで「カート競技会参加に関する規定」第11条に規定する装備一式を着用し、車両から離れてはならない。ただし、安全が確保できない場合は、オフィシャルの指示により退避させる場合がある。

7.～17. (略)

第31条～第32条 (略)

第33条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない（競技長から指示があった場合を除く）。またピット内で作業し得るものは当該部門に出場しているドライバーとピット要員のみとし、ピット要員は指定されたクレデンシャルを装着しなければならない。走行中のドライバーに対してピット・サインを送る場合は、ピット要員に限り各自のピット・エリア内においてのみ表示することができる。

(略)

第34条～第37条

第38条 ペナルティ

1.～5. (略)

6. (略)

<ペナルティの例>

(1)～(3) (略)

(4) 重量違反

⇒当該タイムトライアル、ヒートの失格

ピット要員2名までの援助を認める。

また、FP-3部門において「KT100S」が参加する場合は、フォーメーションラップ開始までにピット要員1名の援助を認める。

6)～8) (略)

3.～12. (略)

第30条 その他競技に関する一般事項

1.～5. (略)

6. 公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）にリタイヤしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで「カート競技会参加に関する規定」第11条に規定する装備一式を着用し、車両から離れてはならない。

7.～17. (略)

第31条～第32条 (略)

第33条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない（競技長から指示があった場合を除く）。またピット内で作業し得るものは当該部門に出場しているドライバーとピット要員のみとし、ピット要員は指定されたクレデンシャルを装着しなければならない。走行中のドライバーに対してピット・サインを送る場合は、ピット要員1名に限り各自のピット・エリア内においてのみ表示することができる。

(略)

第34条～第37条

第38条 ペナルティ

1.～5. (略)

6. (略)

<ペナルティの例>

(1)～(3) (略)

(4) 重量違反

⇒当該タイムトライアル、ヒート等の失格

| | |
|--|--|
| <p>(5) (略)</p> <p>(6) 服装違反 (車検時に判明した場合) ⇒当該タイムトライアル、ヒートの失格。</p> <p>(7) ～ (11) (略)</p> <p>(12) プッシング、極度のブロックキング ⇒当該タイムトライアル、ヒートの結果に10秒加算。</p> <p>(略)</p> <p>(13) ～ (27) (略)</p> <p>第39条～第40条 (略)</p> <p>第41条 抗議料 <u>53,300円</u></p> <p>第42条～第50条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>(5) (略)</p> <p>(6) 服装違反 (車検時に判明した場合) ⇒当該タイムトライアル、ヒート等の失格。</p> <p>(7) ～ (11) (略)</p> <p>(12) プッシング、極度のブロックキング ⇒当該タイムトライアル、ヒート等の結果に10秒加算。</p> <p>(略)</p> <p>(13) ～ (27) (略)</p> <p>第39条～第40条 (略)</p> <p>第41条 抗議料 <u>52,400円</u></p> <p>第42条～第50条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|--|--|

2020年ジュニアカート選手権統一規則
FP-Jr、FP-JrCadets部門

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則/国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則/JAF国内カート競技規則およびその細則、2020年（以下「当該年」という。）日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。

第1章 競技会開催に関する事項

第1条～第2条（略）

第3条 競技会競技役員

1. 特別規則書にて示す。

2. レースディレクター1名をJAFより派遣する場合がある。

レースディレクターは常時競技長と協議しながら役務を遂行する。

レースディレクターの義務（役務）は、大会期間中のレース運営や判定に関する項目について、シリーズを通した独自の判断に基づく提言を競技長に行い、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。ただし、レースディレクターはレース運営や判定に関する最終的な判断を下す権限を競技長に委譲する。

1) 運営に携わる競技役員配置や運営機器の配備状況、安全管理体制等を大会事務局より報告を受け、必要に応じて修正提案を行う。

2) 全ての走行時間帯におけるレース管制、ミーティング、ブリーフィングは競技長と同席する。

3) レースディレクターは、以下の項目についてFIA国際モータースポーツ競技規則および本規則に従い、競技長に対し提案を行う。この場合、競技長はレースディレクターと協議して対応する。

(1) タイムスケジュールの遵守または変更を行うこと。

(2) 公式練習を含む全てのセッションや決勝レースを中断し、再開の為にスタート手順の実施。

(3) 公式練習を含む全てのセッションや決勝レースで、競技車両を停止させること。

(4) 公式練習を含む全てのセッションや決勝レースにおいて発生した違反行為

2019年ジュニアカート選手権統一規則
FP-Jr、FP-JrCadets部門

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則/国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則/JAF国内カート競技規則およびその細則、2019年（以下「当該年」という。）日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。

第1章 競技会開催に関する事項

第1条～第2条（略）

第3条 競技会競技役員

特別規則書にて示す。

に関する判定。

(5) 決勝レースのスタート手順と進行の実施。

(6) 競技車両の再検査、ドライバーの身体検査を求めること。

第4条～第5条 (略)

第6条 公式通知に関する規定

本統一規則および特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細目およびエントラント、ドライバー、ピット要員に対する指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、開催期日の前日まで競技会事務局内に提示されるとともにエントリー申請書に記入してあるエントラントの連絡先に送付または通知する、あるいは大会公式ウェブサイト等に提示される。開催当日は開催場所の事務局設置場所に掲示される。

第7条～第15条 (略)

第16条 エンジン

1. (略)

2. 変更 (交換)

登録済みエンジンが故障、破損等した場合には、競技会審査委員会の承認のもとに、以下を条件に1競技会1回変更 (交換) することができる。なお、変更 (交換) の申請は、各ヒートのスタート20分前までとし、競技会事務局に提出すること。

1) 最初に行われる公式練習開始後から決勝終了までの間に変更 (交換) を行った場合、変更 (交換) 後のヒートのグリッドポジションは、最後尾 (複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする) とする。

2) (略)

3. 封印

1)～2) (略)

3) 最初に行われる公式練習開始前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンおよびマフラーの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。

(略)

第4条～第5条 (略)

第6条 公式通知に関する規定

本統一規則および特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細目およびエントラント、ドライバー、ピット要員に対する指示事項は、公式通知によって示され公示は次の方法による。

1. 開催期日の前日まで競技会事務局内または大会公式ウェブサイト等に提示されるとともにエントリー申込書に記入してあるエントラントの連絡先に送付または通知する。

2. 開催当日

開催場所の事務局設置場所。

第7条～第15条 (略)

第16条 エンジン

1. (略)

2. 変更 (交換)

登録済みエンジンが故障、破損等した場合には、競技会審査委員会の承認のもとに、以下を条件に1競技会1回変更 (交換) することができる。なお、変更 (交換) の申請は、各ヒートのスタート20分前までとし、競技会事務局に提出すること。

1) 変更 (交換) 後のヒートのグリッドポジションは、最後尾 (複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする) とする。

2) (略)

3. 封印

1)～2) (略)

3) 公式練習開始前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンおよびマフラーの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。不慮の事態が生じた場合は、技術委員長の承認のもと交換が認められる。

(略)

4. ～5. (略)

第17条 カート

(略)

1. FP-Jr部門で使用するシャシーは、CIK-FIA公認またはJAF公認を取得している製造者によって製造されたものとする。FP-JrCadets部門で使用するシャシーは、ボディワークを含み、「JAF国内カート競技車両規則」第29条に従い、JAFに申請されたものでなければならない。ただし、「JAF国内カート競技車両規則」第46条(Mini特別規定)に従い、CIKに公認されたものは使用することができる。また、車検時においてシャシーにJAF指定の封印が実施される。但し、最初に行われる公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。

登録済みシャシーが破損等した場合には、競技会審査委員会の承認のもとに、以下を条件に1競技会に1回変更(交換)することができる。なお、変更(交換)の申請は、各ヒートのスタート20分前までとし、競技会事務局に提出すること。

(1) 変更(交換)後のヒートのグリッドポジションは、最後尾(複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする)とする。

(2) 再登録料(特別規則書にて示す)

2. ～9. (略)

10. (略)

1) 各部門に使用できるタイヤは、JAFによって指定された単一製造者のJAF指定タイヤとし、次の通りとする。

●FP-Jr部門:

・東/西地域: 住友ゴム株式会社

<ドライ用> SL6

<ウエット用> SLW2

●FP-JrCadets部門:

・東/西地域: 横浜ゴム株式会社

<ドライ用> ADJ

<ウエット用> SL03

●セット数

1) ～3) (略)

4) タイヤにはオーガナイザーが指定したゼッケン番号を技術委員によってタイヤの両側面に記入される。

4. ～5. (略)

第17条 カート

(略)

1. FP-Jr部門で使用するシャシーは、CIK-FIA公認またはJAF公認を取得している製造者によって製造されたものとする。FP-JrCadets部門で使用するシャシーは、ボディワークを含み、「JAF国内カート競技車両規則」第29条に従い、JAFに申請されたものでなければならない。また、車検時においてシャシーにJAF指定の封印が実施される。但し、公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。

2. ～9. (略)

10. (略)

1) 各部門に使用できるタイヤは、JAFによって指定された単一製造者のJAF指定タイヤとし、次の通りとする。

●FP-Jr部門:

・東/西地域: ブリヂストン株式会社

<ドライ用> YNL(SL17)

<ウエット用> YFD(SL94)

●FP-JrCadets部門:

・東/西地域: 横浜ゴム株式会社

<ドライ用> ADJ

<ウエット用> SL03

●セット数

1) ～3) (略)

4) タイヤにはオーガナイザーが指定したゼッケン番号を技術委員によってタイヤの両側面に記入される。

(略)

| 部門 | 色 |
|-------------|---|
| FP-Jr | 桃 |
| FP-JrCadets | 白 |

5) (略)

(1) 各エントラントは、予めオーガナイザーから配付された受領書と引き換えに当該競技会で使用する本数の未使用タイヤ（パッケージ済のもの等（例）でタイヤ両側面には技術委員による封印済）が手渡される。

(2)～(3) (略)

1 1. ～1 2. (略)

第18条 ボディワーク

1. FP-Jr部門：

「JAF国内カート競技車両規則」第9条に従った、CIK-FIA公認(2015-2020、2018-2020)サイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネル、リアプロテクションは、ステー等の公認部品を含み必備とする。

(略)

2. FP-JrCadets部門：

「JAF国内カート競技車両規則」第9条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とし、かつ同第29条に従いJAFに申請されたものでなければならない。ただし、「JAF国内カート競技車両規則」第46条(Mini特別規定)に従い、CIKに公認されたものは使用することができる。

(略)

3. ～5. (略)

第19条～第20条 (略)

第21条 車両検査

1. ～5. (略)

6. 「カート競技会運営に関する規定」第31条に基づき、レース後オーガナイザーが指定したエリアで計量が行われる。

(略)

| 部門 | 色 |
|-------------|---|
| FP-Jr | 黄 |
| FP-JrCadets | 白 |

5) (略)

(1) 各エントラントは、予めオーガナイザーから配付された受領書と引き換えに当該競技会で使用する本数の未使用タイヤ（パッケージ済のもの等（例）で接地面裏面およびタイヤ両側面には技術委員による封印済）が手渡される。

(2)～(3) (略)

1 1. ～1 2. (略)

第18条 ボディワーク

1. FP-Jr部門：

「JAF国内カート競技車両規則」第9条に従った、CIK-FIA公認(2006-2011、2009-2014、2012-2017、2015-2020、2018-2020)サイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネル、リアプロテクションは、ステー等の公認部品を含み必備とする。

(略)

2. FP-JrCadets部門：

「JAF国内カート競技車両規則」第9条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とし、かつ同第29条に従いJAFに申請されたものでなければならない。

(略)

3. ～5. (略)

第19条～第20条 (略)

第21条 車両検査

1. ～5. (略)

6. 「カート競技会運営に関する規定」第31条に基づき、レース後トラック上で計量が行われる。

第22条～第29条（略）

第30条 その他競技に関する一般事項

1. ～5. （略）
6. 公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）、リタイヤしたドライバーは、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示により、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで「カート競技会参加に関する規定」第11条に規定する装備一式を着用し、車両から離れてはならない。ただし、安全が確保できない場合は、オフィシャルの指示により退避させる場合がある。
7. ～17. （略）

第31条～第32条（略）

第33条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない（競技長から指示があった場合を除く）。またピット内で作業し得るものは当該部門に出場しているドライバーとピット要員のみとし、ピット要員は指定されたクレデンシャルを装着しなければならない。走行中のドライバーに対してピット・サインを送る場合は、ピット要員に限り各自のピット・エリア内においてのみ表示することができる。

（略）

第34条～第37条（略）

第38条 ペナルティ

1. ～6. （略）
- <ペナルティの例>
- (1) ～ (3) （略）
 - (4) 重量違反
⇒当該タイムトライアル、ヒートの失格
 - (5) （略）
 - (6) 服装違反（車検時に判明した場合）
⇒当該タイムトライアル、ヒートの失格。

第22条～第29条（略）

第30条 その他競技に関する一般事項

1. ～5. （略）
6. 公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）、リタイヤしたドライバーは、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示により、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで「カート競技会参加に関する規定」第11条に規定する装備一式を着用し、車両から離れてはならない。
7. ～17. （略）

第31条～第32条（略）

第33条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない（競技長から指示があった場合を除く）。またピット内で作業し得るものは当該部門に出場しているドライバーとピット要員のみとし、ピット要員は指定されたクレデンシャルを装着しなければならない。走行中のドライバーに対してピット・サインを送る場合は、ピット要員1名に限り各自のピット・エリア内においてのみ表示することができる。

（略）

第34条～第37条（略）

第38条 ペナルティ

1. ～6. （略）
- <ペナルティの例>
- (1) ～ (3) （略）
 - (4) 重量違反
⇒当該タイムトライアル、ヒート等の失格
 - (5) （略）
 - (6) 服装違反（車検時に判明した場合）
⇒当該タイムトライアル、ヒート等の失格。

(7) ~ (11) (略)

(12) プッシング、極度のブロッキング

⇒当該タイムトライアル、ヒートの結果に10秒加算。

(略)

(13) ~ (27) (略)

第39条~第40条 (略)

第41条 抗議料

21, 200円

第42条 ~ 第50条 (略)

(7) ~ (11) (略)

(12) プッシング、極度のブロッキング

⇒当該タイムトライアル、ヒート等の結果に10秒加算。

(略)

(13) ~ (27) (略)

第39条~第40条 (略)

第41条 抗議料

20, 900円

第42条 ~ 第50条 (略)